

第4章

復興に向けた施策・主な取組

第4章では、施策の体系に沿って、今後の復旧・復興に向けた取組について「主な取組」として方向性を示します。また、計画期間における取組の時期や期間について「ロードマップ」として目安を示します。内容によって被災地区及び長野市域全体で取り組んでいきます。

なお、長野市以外が取組主体となるものについては、各主体が定める事業計画等によって変更になる場合があります。

【施策の体系】

基本方針	施策	主な取組
1 安全・安心の再生	1-1 市民生活の再建	1-1-1 被災者の生活支援対策
		1-1-2 住まいの確保・再建支援
		1-1-3 地域コミュニティの再構築・育成
	1-2 生活基盤の再建	1-2-1 生活インフラ・ライフライン等の整備
		1-2-2 公的サービス等の復旧・機能回復
	1-3 防災力の向上	1-3-1 治水・治山対策
		1-3-2 防災・減災に向けた都市基盤の強化
		1-3-3 地域の防災・減災体制の強化
		1-3-4 行政の災害対応力の強化
2 生業（なりわい）の再生	2-1 産業基盤の再建	2-1-1 農林業の再建
		2-1-2 商工業の再建
	2-2 産業・経済の振興	2-2-1 農林業の振興
		2-2-2 商工業の振興
		2-2-3 雇用機会の確保
3 賑（にぎ）わいの再生	3-1 活力の創出	3-1-1 移住・定住促進
		3-1-2 復興応援事業
		3-1-3 シティプロモーション
		3-1-4 近隣市町村との連携促進
	3-2 産業の高付加価値化	3-2-1 観光産業の革新・成長
		3-2-2 新たな産業の創出

基本方針 1 安全・安心の再生

被災者が一日も早く被災前の生活を取り戻すためには、住まいと暮らしの再建が不可欠です。このため、被災者の生活支援や見守り、こころと身体のケアに努めるとともに、住まいの再建に向けた支援に取り組むなど、総合的な被災者支援を実施します。さらに、被災者の悩みや課題解決のため、一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな対応ができる相談体制を整備します。

また、今回の災害は、市内各所において、河川や道路をはじめ、公共施設や上下水道施設など、市民生活や経済活動の根幹を支えるインフラに大きな被害をもたらしました。

今後、様々な自然災害の発生が懸念される中、再度の被災を防止するためには、市民が安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちづくりを進めることが喫緊の課題です。このため、国・県などの関係機関と十分に連携して治水・治山対策を進めるとともに、被災した公共施設やインフラの早期復旧と機能強化を図ります。併せて、地域や個人の防災力の向上を図ることで、今後の防災・減災に向け、ハードとソフト両面から取組を強化します。

1-1 市民生活の再建

【復興に向けた現況と課題】

- 被災者の方々が不安に感じていることは、それぞれの立場や状況によって異なることから、被災者一人ひとりに寄り添った支援が必要です。
- 住宅が被災した市民にとっては、生活の基盤となる住宅を一日も早く復旧・再建し、落ち着いた暮らしを取り戻すことが求められています。また、様々な理由により、自力での住宅再建が困難となっている被災者のために、災害公営住宅等の整備を進めることも必要です。
- 大規模な浸水被害が発生した地域では、長期にわたる仮設住宅での生活や住まいの移転等によって、従来のコミュニティとの関係や地域とのつながりに変化が生じることが予想されます。被災した地域のそれぞれの状況に応じた、コミュニティの再構築や育成が重要です。

【施策の方向性】

- 被災者の方々が、一日も早く被災前の生活を取り戻せるよう、生活再建に向けた支援や、こころと身体のケア、孤立防止などの見守り支援、また、被災者の悩みや課題解決のため、一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな対応ができる相談体制を整備します。
- 国・県・市・関係機関・民間専門家団体の連携・協力により、被災者が落ち着いて暮らせる住環境の実現に向け、生活の基盤となる住まいが確保できるよう、住まいの再建を支援するとともに、損壊した被災家屋等の解体・撤去や、被災した市営住宅の復旧に取り組みます。
- 地域コミュニティの再構築・育成に向け、住民の自発的な活動等への支援に努めるとともに、全国からのボランティア等とのつながりの継続や、地域公民館などの早期復旧を支援します。

【主な取組】

1-1-1 被災者の生活支援対策

■各種支援制度の利用促進、情報提供

- (1) 被災者の生活再建に向け、被災者生活再建支援制度をはじめとする各種支援制度の利用を促進します。〈福祉政策課〉
- (2) 被災者の支援に関する各種情報が正確かつ迅速に周知できるように、「長野市復興だより ONE HEART (ワン・ハート)」を発行するとともに、広報ながの、市のホームページなど、様々な媒体を通じて情報を届けます。〈復興推進課、広報広聴課〉

■関係機関との連携による被災者支援

- (3) 長野市生活支援・地域ささえあいセンターによる被災者への巡回訪問等を通じて、応急仮設住宅入居者や、自宅において災害を要因として孤立するおそれのある方の見守り、声掛けを行うとともに、孤立防止のための交流事業などにつなげます。〈福祉政策課〉
- (4) 長野市生活支援・地域ささえあいセンターによる被災者への巡回訪問等を通じて、被災者の健康状態や生活環境、ニーズ等の把握を行い、民生児童委員、関係機関、団体等と連携して支援します。〈福祉政策課〉
- (5) 市に被災者見守り支援担当職員を配置し、長野市生活支援・地域ささえあいセンターや関係機関等と連携し、被災者に寄り添いながら個別のケース課題に対応します。〈福祉政策

課＞

- (6) 独居、要介護者など支援が必要な高齢者や障害者の日常生活を支えるため、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や障害者相談支援センター等の関係機関と連携し、生活環境の変化に伴う心身の状態の低下に配慮しつつ、見守りや相談、必要なサービスのマネジメントなど総合的に支援します。＜地域包括ケア推進課、障害福祉課＞

■こころと身体のケア

- (7) 専任保健師の個別訪問や精神科医等によるこころの健康相談等、関係機関と連携し被災者に寄り添ったきめ細やかなこころと身体のケアに取り組みます。＜健康課＞
- (8) 保育所等への専門職員の訪問や子どもに関する相談により、子どもや保護者のこころのケアに取り組み、子育ての不安の解消を図ります。また、子どもたちや保護者同士の交流の場づくりに取り組みます。＜子育て支援課、こども政策課＞
- (9) 児童生徒が安心して学校生活を送り、学習することができるように、スクールカウンセラーの派遣を弾力的・継続的に県へ要望するとともに、スクールソーシャルワーカー等を派遣することで、子どもたちのこころのケアに取り組みます。＜学校教育課＞

■通学等への配慮・支援

- (10) 被災に伴い転居した児童生徒に対しては、これまでと同じ学校へ通学することを希望する場合には引き続き通学できるよう配慮するとともに、他の小・中学校への転入学を希望する場合には、弾力的な受入れを実施します。＜学校教育課＞
- (11) 避難先等から通学している児童生徒については、応急仮設住宅等の入居期間を目安として、スクールバス等の運行や公共交通機関の旅客運賃の助成など、児童生徒の交通手段を支援します。＜学校教育課＞

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 生活再建支援	継続的に実施						
(2) 支援情報の提供	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・復興だより ・広報ながの ・市ホームページ
(3) 巡回訪問・交流事業の実施	継続的に実施		(状況に応じて検討)				<ul style="list-style-type: none"> ・長野市生活支援・地域ささえあいセンター
(4) 関係機関等との連携による相談支援	継続的に実施		(状況に応じて検討)				<ul style="list-style-type: none"> ・長野市生活支援・地域ささえあいセンター
(5) 見守り支援担当職員の配置	継続的に実施		(状況に応じて検討)				
(6) 高齢者・障害者への支援	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した総合的な支援の実施
(7) こころと身体のケア	継続的に実施						
(8) 子ども・保護者のこころのケア	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・施設等への訪問・交流の場づくり
(9) 児童生徒のこころのケア	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー等派遣
(10) 転入学への教育的配慮	継続的に実施						
(11) 児童生徒の交通手段の確保	継続的に実施		(状況に応じて検討)				<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス等の運行や公共交通機関の旅客運賃等の助成

1-1-2 住まいの確保・再建支援

■当面の住まいの確保

- (1) 住居が全壊等の被害を受けた被災者に対して、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）を提供します。〈住宅課〉
- (2) 一部損壊（準半壊）以上の被害を受けた住宅で、応急的に修理すれば居住可能となる場合について、日常生活を送る上で必要不可欠な箇所の応急修理を実施します。〈建築指導課〉

■住宅再建等の支援

- (3) 住宅再建に向けた様々な相談ができる体制を県や民間専門家団体と連携しながら整備します。〈復興推進課、建築指導課〉
- (4) 住宅に被害を受けた方が、住宅金融支援機構又は民間金融機関から災害復興住宅融資を受けて、住宅の建設・購入・補修をする場合に、その利子相当額の一部を補助します。〈県〉
- (5) 被災者生活再建支援法に基づく支援の対象範囲の拡大、支援金の増額について、今後も継続的に国に要望します。〈福祉政策課〉

■損壊家屋等の解体・撤去

- (6) 生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、所有者等の申請に基づき、損壊した被災家屋等の公費による解体・撤去及び緊急的・応急的に自費により解体・撤去した場合の費用償還を実施します。〈生活環境課〉
- (7) 公費による解体・撤去で発生する解体廃棄物及び片付けごみ等を市で指定した災害廃棄物仮置場で受け入れるとともに、災害廃棄物及び土砂の処理を適正に実施します。処理に当たっては、可能な限り分別・リサイクルすることで、処理・処分量を減らし、環境負荷の軽減と資源の有効な活用を図ります。〈生活環境課、環境保全温暖化対策課〉

■災害公営住宅の整備

- (8) 被災した既存の市営住宅の復旧や、災害公営住宅の整備等により、自力で住宅再建が困難な被災者の住宅を確保します。〈住宅課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 建設型応急住宅の提供	→ ~ R3.11						
(1) 賃貸型応急住宅の提供	→ 契約から2年間						
(2) 住宅の応急修理の実施	→						・災害救助法に基づく住宅の応急修理
(3) 住宅再建に向けた相談支援等	→						・建築士等の現地調査によるアドバイス ・住宅と建築物の総合相談会
(4) 災害復興住宅融資に係る利子相当額の一部補助(県)	→ 受付はり災から2年間						・災害復興住宅建設事業補助金
(5) 被災者生活再建支援法に係る国への要望	→ 継続的に実施						
(6) 損壊した被災家屋等の解体・撤去の実施	→						
(7) 災害廃棄物の処理	→ ~ R3.9末						
(7) がれき混入土砂の撤去	→						
(8) 市営住宅復旧・災害公営住宅整備	→						

1-1-3 地域コミュニティの再構築・育成

■コミュニティ活動への支援

- (1) 被災された地区のコミュニティの維持・再生が円滑に行われるよう、被災地区が自ら行う復興に資するコミュニティ活動や復興事業等の費用を支援します。〈復興推進課〉
- (2) 地域課題の解決に向けて、各地区の住民自治協議会や各種団体、市民活動団体等が行う活動を支援し、住民主体の地域づくりを推進します。また、地域の各種団体が地域づくりの担い手として、男女を問わず互いに支え合い、地域が一体となって活動が進められる体制づくりを支援します。〈地域活動支援課、人権・男女共同参画課〉

■拠点づくりの支援

- (3) 地域コミュニティの活動及び社会教育活動の拠点となる被災した地域公民館などの早期復旧に向け、改修等に要する地区の費用負担の軽減を図ります。〈家庭・地域学びの課〉


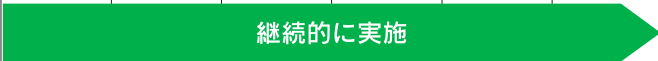
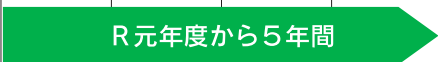
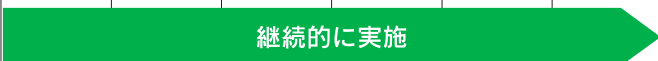
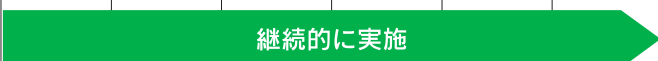
■関係人口等の増加

- (4) 市内外からボランティアなどで訪れた方々やふるさと納税等により支援していただいた方々とのつながりを継続させる仕組みを検討し、関係人口や交流人口の拡大により地域の活性化等につなげます。〈復興推進課、企画課〉

■ボランティア活動の支援

- (5) ボランティアを行う者と受ける者の相互にとって、地域でのボランティア活動が行いやすくなるよう、コーディネートなどの支援を行います。〈福祉政策課、復興推進課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 被災地区の復興活動支援							
(2) 住民主体の地域づくりの推進							
(3) 地域公民館の早期復旧支援							・地域公民館建設等事業補助金（特例措置）
(4) 関係人口・交流人口の拡大							
(5) ボランティア活動のコーディネート							

1-2 生活基盤の再建

【復興に向けた現況と課題】

- 今回の災害では、生活や産業において基盤となる道路、送電網等の施設（インフラ）、電気、ガス、上下水道等の都市生活を支えるシステム（ライフライン）が大きな被害を受け、市民の生活や産業経済活動に甚大な影響を与えました。市民の日常生活を取り戻し、地域の活力維持を図るためには、インフラの早期復旧と、災害に強いインフラ・ライフライン整備が求められています。
- 今回の災害により、学校、保育所、支所、福祉施設などの多くの公共施設が被害を受けました。公共施設の多くは、地域のコミュニティの場であり、災害時には避難所や災害対応の拠点としての機能も有することから、その機能を早期に回復させるとともに、今後の自然災害への備えとして、施設や設備の強靱化も求められています。

【施策の方向性】

- 安心して暮らせる基盤を維持し、守っていくため、生活インフラ・ライフライン等の機能強化、防災性の向上等の早期整備を目指すとともに、今後の災害に備えた対応を図ります。
- 被災した公共施設等の応急復旧に取り組むとともに、長野市公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、今後の災害に備えて、公共施設の長寿命化や、防災・減災に資する公共施設の機能強化を検討します。

【主な取組】

1-2-1 生活インフラ・ライフライン等の整備

■公共インフラの復旧・整備

- (1) 道路、上下水道、公園等については、より安全で安心できる市民生活の実現に向けて復旧します。〈県、道路課、維持課、森林農地整備課、上下水道局、公園緑地課〉
- (2) 災害に強い道路網の形成や市民生活の利便性の向上等に寄与する道路整備について、住民の意向も踏まえ、関係機関と一体となって取り組みます。〈県、道路課〉

■ライフラインの強化

- (3) 水道・下水道施設の早期復旧を図るとともに、施設の防災性の向上に取り組みます。〈上下水道局〉
- (4) 県との連携により、被災したクリーンピア千曲の早期復旧に取り組みます。〈県、上下水道局〉
- (5) 電気、ガス等のライフライン、電話等の通信インフラに寸断が生じないよう防災性の強化等に加え、関係機関との連携による迅速な復旧体制に取り組みます。〈中部電力株式会社、長野都市ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、危機管理防災課、道路課、維持課〉

ロードマップ（地区別計画も参照）

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 県道の災害復旧 (県)							・長野菅平線 ほか
(1) 市道の災害復旧							・長沼87号線 ほか ・聖川堤防線 ほか ・若穂東455号 ほか ・豊野229号 ほか
(1) 農道の災害復旧							(市内一円)
(1) 林道の災害復旧							・高岡山新田線 ・妙徳線 ・芦窪線 ・仏師裏線 ・鞍馬線 ほか
(1) 公園の災害復旧							(市内一円)
(2) 道路整備							
(3) 上下水道復旧・ 整備							・水道管復旧（長沼、若穂保科） ・西沖浄水場復旧 ・東部浄化センター復旧
(4) クリーンピア千曲の復旧（県）							
(5) 各種インフラの 防災性の強化等							

1-2-2 公的サービス等の復旧・機能回復

■学校、保育所等の復旧

- (1) 児童生徒が安心して小・中学校に通い学べるように学校施設の早期復旧に取り組みます。
＜教育委員会総務課＞
- (2) 保育所と児童センターの早期機能回復を図ります。＜こども政策課、保育・幼稚園課＞

■支所など拠点施設の復旧

- (3) 地域の身近な行政サービスの窓口となる支所の早期復旧を図ります。＜地域活動支援課＞
- (4) 社会教育・生涯学習の拠点施設として公民館機能の早期復旧を図ります。＜家庭・地域学びの課＞
- (5) 地域防災上重要な役割を担う消防団の活動拠点である分団詰所の早期復旧を図ります。
＜警防課＞

■健康・スポーツ・福祉施設などの復旧

- (6) 地域住民の健康と福祉を支える保健福祉施設の早期復旧を図ります。＜健康課、高齢者活躍支援課＞
- (7) スポーツ活動の機会を確保するため体育館機能の早期復旧を図ります。また、被災した河川敷のグラウンド等の早期復旧を図ります。＜スポーツ課＞
- (8) 被災した観光施設（豊野温泉りんごの湯）の本復旧を図ります。＜観光振興課＞
- (9) 被災した農業施設の早期復旧を図ります。＜農業政策課＞
- (10) 福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを受けられるように、サービス提供基盤である被災した民間の社会福祉施設等の再建を支援します。＜高齢者活躍支援課、障害福祉課＞

■文化財などの復旧

- (11) 被災した指定文化財等は、所有者と相談しながら復旧を図ります。文化財レスキュー活動で預かった資料は、必要に応じた処理を行います。＜文化財課＞

■災害復旧に関する国への要望

- (12) 施設等の災害復旧においては、再度災害の防止に向け、施設の防災性の向上を図るための移転復旧や設備等の防災対策等についても災害復旧費として国の支援が受けられるよう、継続的に要望します。＜復興推進課及び関係課＞

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 学校施設の復旧整備	(施設ごとに地区別計画に記載)						
(2) 保育所・児童センターの機能回復	(施設ごとに地区別計画に記載)						
(3) 支所の復旧整備	(施設ごとに地区別計画に記載)						
(4) 公民館等の復旧又は機能回復	(施設ごとに地区別計画に記載)						
(5) 消防団分団詰所の復旧整備	(施設ごとに地区別計画に記載)						
(6) 保健福祉施設の復旧整備	(施設ごとに地区別計画に記載)						
(7) 社会体育館等の復旧整備	(施設ごとに地区別計画に記載)						
(8) 観光施設の復旧整備	(施設ごとに地区別計画に記載)						
(9) 農業施設の復旧整備	(施設ごとに地区別計画に記載)						
(10) 社会福祉施設等に対する再建支援	継続的に実施						
(11) 指定文化財等の復旧等	継続的に実施						
(12) 災害復旧に関する国への要望	継続的に実施						

1-3 防災力の向上

【復興に向けた現況と課題】

- 本市は、山や川などの豊かな自然に抱かれており、自然から大きな恵みを受けていますが、自然災害に対する脅威に常に直面している状況にあるとも言えます。被災箇所の早期復旧を推進するとともに、災害の危険性が高い地域や箇所に対しては、耐災害性を強化する必要があります。
- 今後の防災・減災に向けて、今回の災害から得られた経験や教訓などを活かし、すべての市民が防災意識を高めることが不可欠です。また、激甚化する災害に対し「公助」には限界もあることから、自らの命は自ら守る「自助」の意識の醸成と、「共助」の担い手となる自主防災組織等への研修など、組織の育成・強化に努めていくことが、市民一人ひとりの安全確保に効果的であると考えられます。

【施策の方向性】

- 国・県・市の連携・協力により、千曲川の堤防の整備・強化を緊急的かつ集中的に取り組み、「死者ゼロ」に向けて、まちの安全性を確保します。
- 「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」に基づき、国・県・市の連携・協力により、増水時の千曲川堤防の越水を防止し、洪水被害や内水被害を軽減するため、河川における対策、流域における対策、ソフト施策に取り組み、概ね5年間で千曲川本川の大規模な浸水被害が発生した区間等において浸水被害等による家屋部の浸水を防止します。
- 県・市の連携・協力により、千曲川支川の被災施設等の復旧等に取り組み、まちの安全性を確保します。
- 安全・安心な避難経路の確保等に資する取組により、災害に強い都市基盤づくりを推進します。
- 市民の高い防災意識を醸成するため、「自助」・「共助」の取組を支援するとともに、「公助」における災害対応力の向上を図ります。

【主な取組】

1-3-1 治水・治山対策

■河川における対策

- (1) 国・県・市の連携・協力により、千曲川の決壊箇所等の復旧工事を早急に実施するとともに、治水安全度の向上と再度災害を防止するための緊急的な河川改修事業（河道掘削、遊水地、堤防強化、堤防整備及び狭さく部の掘削）を早急かつ確実に推進します。〈国、県、河川課〉
- (2) 施設規模を上回る洪水に対する取組として、危機管理型ハード対策（堤防裏法尻の補強等）を整備します。〈国〉
- (3) 国が管理する河川では、霞堤等の遊水機能の保全、既存ダムなどの洪水調節機能の強化等、既存施設の活用検討とともに、河道内の堆積土砂の撤去、樹木の植生管理等の適切な維持管理を実施します。〈国〉
- (4) 県・市の連携・協力により、千曲川支川等の被災施設等の復旧工事を早急に実施するとともに、今回の浸水状況を検証し、内水対策として排水路や雨水調整池、排水機場の整備など、関係機関が連携して再度災害の防止等に取り組みます。また、河道内の堆積土砂の撤去（しゅんせつ）、立木伐採等の適切な維持管理に努めます。〈県、河川課、森林農地整備課〉
- (5) 市が管理する河川の災害復旧を実施するとともに、河川及び農業用排水路については、災害によって堆積した土砂の撤去及び適切な維持管理を実施します。また、国・県が管理する河川の適切な維持管理についても、引き続き連携・協力します。〈河川課、森林農地整備課〉
- (6) 雨水幹線整備事業を推進します。〈河川課〉
- (7) 国・県への抜本的な治水対策を今後も継続的に要望し、住民の声の反映に努めます。〈河川課、森林農地整備課〉

■流域における対策

- (8) 大規模な水害時における迅速な復旧支援のため、水防資機材の配備や災害対策車両の活動基地など、河川における防災拠点の整備を国・市が連携・協力して検討します。〈国、河川課、危機管理防災課〉
- (9) 豪雨の際に雨水の集中を軽減するため、雨水調節機能としての雨水調整池、校庭貯留、公共施設への貯留施設整備などのハード対策を推進します。〈河川課〉
- (10) 千曲川支川の流出抑制の取組として、関係者と調整の上、農業用ため池等既存施設の有効活用を進めていきます。〈県、森林農地整備課、河川課〉

■ソフト対策

- (11) 国・県・市の連携・協力により、防災教育や防災知識の普及のため、マイ・タイムラインの普及に取り組むとともに、市民への情報伝達手段の強化など、災害危険度が伝わるきめ細やかな情報発信に取り組めます。〈国、県、危機管理防災課〉
- (12) 国・県・市による河川改修事業の工程や進捗状況等が見える化し、広く・分かりやすく市民へ情報提供します。〈河川課、復興推進課〉
- (13) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成率アップの取組を継続します。〈県、危機管理防災課、保健福祉部、こども未来部、消防局〉
- (14) 現行制度の住宅各戸への雨水貯留施設設置の助成制度についても、制度の拡大も含め検討し、今後、更なるPRを行います。〈河川課〉

■土砂災害対策

- (15) 国・県・市の連携・協力により、治水対策に資する砂防堰堤や治山堰堤の新設や除石等による機能増進を促進するとともに、急傾斜地崩壊対策施設、地すべり防止施設等の整備により、流域における土砂災害防止を進めます。〈国、県、河川課、森林農地整備課〉

■気候変動への取組

- (16) 大規模な自然災害の発生に地球温暖化の影響が指摘されており、防災の観点からも市として再生可能エネルギー・省エネルギーの推進、吸収源対策などの温暖化対策の施策を県と連携して継続的に推進します。〈環境保全温暖化対策課〉

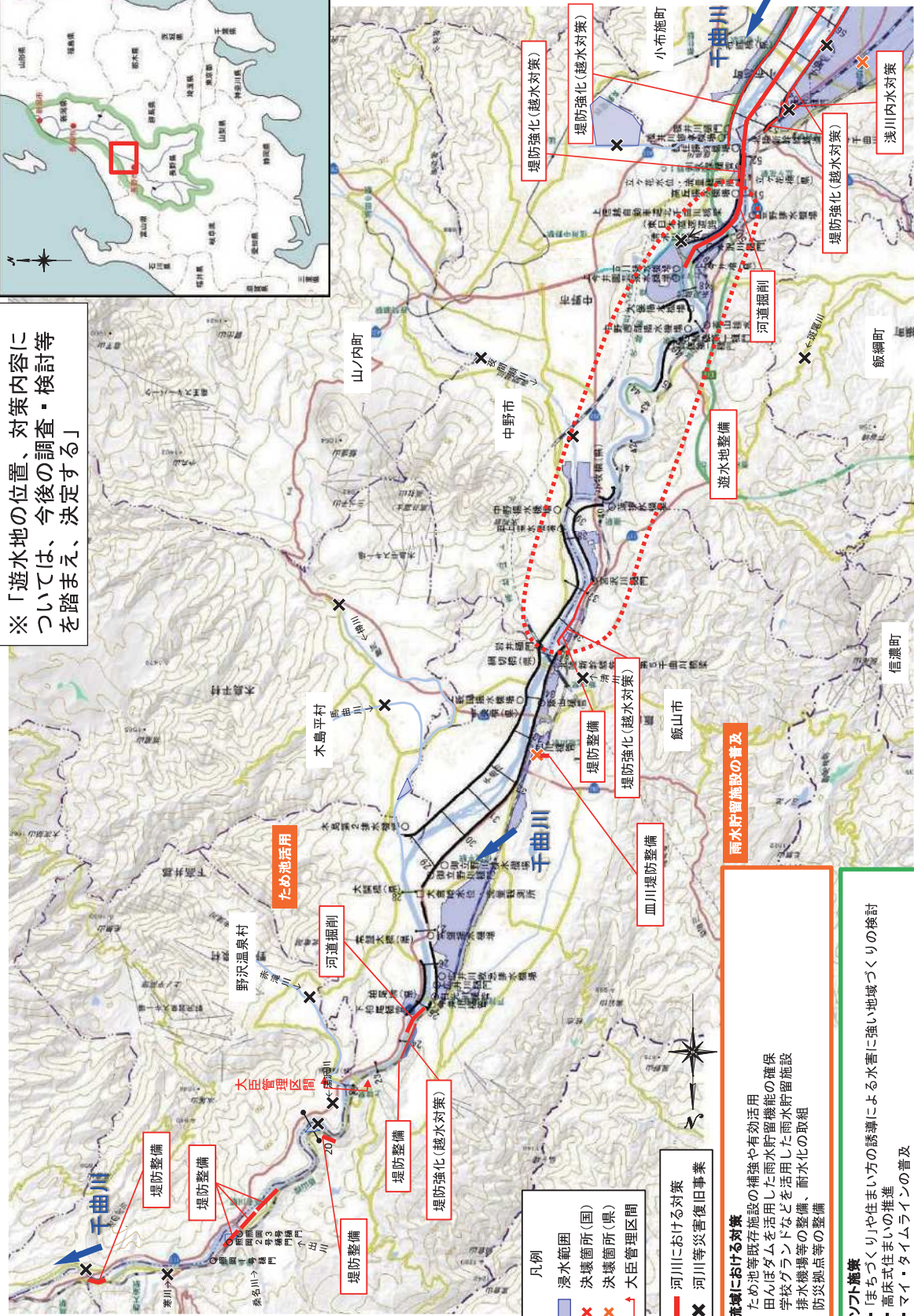
ロードマップ（地区別計画も参照）

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 千曲川の堤防、護岸等の復旧工事(国)	(予定)						信濃川水系緊急治水対策プロジェクト（国の実施分のみを記載） ・河川災害復旧事業 ・河川大規模災害関連事業 ・河川改修事業
(1) 千曲川流域での遊水地等の整備(国)	継続的に実施						
(1) 千曲川の河道掘削(国)	概ね5年						
(1) 千曲川の堤防強化・堤防整備(国)	概ね5年						
(2) 堤防裏法尻の補強等(国)	概ね5年						
(3) ダム等の既存施設の活用検討(国)	継続的に実施						
(3) 樹木伐採、河道内の堆積土砂の撤去、植生管理(国)	継続的に実施						
(4) 千曲川支川等の災害復旧(県・市)	(予定)						・長沼、豊野地区浅川ほか ・若穂地区赤野田川ほか ・松代地区蛭川ほか ・篠ノ井地区岡田川ほか
(4) 排水機場(県)	復旧	排水機場の増設					・浅川第3排水機場の増設等
		排水機場の新設					・岡田川排水機場の新設
(4) 排水機場(市)	復旧						・被災した7施設（浅川・長沼・大道橋・小森第一・赤沼・三念沢・沖）
(4) 千曲川支川のしゅんせつ、立木伐採(県)	継続的に実施						
(4) その他内水対策の推進(県・市)	継続的に実施						・浅川における堤防かさ上げ、二線堤の整備

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(5) 普通河川の災害復旧	→						・若穂地区高岡川 ほか ・松代地区銅山川 ほか
(5) 河川及び農業用排水路の維持管理	→ 継続的に実施						
(6) 雨水幹線整備	→ 継続的に実施						
(7) 国・県への抜本的治水対策の要望	→ 継続的に実施						
(8) 防災拠点等の整備(国・市)	→ 概ね5年						
(9) 雨水に係るハード対策	→ 継続的に実施						
(10) 既存農業用ため池を利用した流出抑制対策	→ (予定)						
(11) 防災教育や危険度が伝わる情報発信(国・県・市)	→ 継続的に実施						・マイ・タイムライン ・きめ細やかな情報伝達 ・簡易型河川監視カメラ ・危機管理型水位計
(12) 河川改修事業の見える化	→ 継続的に実施						
(13) 避難確保計画作成率アップの取組(県)	→ 継続的に実施						
(14) 雨水貯留施設設置の助成制度に係るPR	→ 継続的に実施						
(15) 土砂災害対策施設の整備(県)	→ 継続的に実施						・若穂地区笹平沢 ほか
(16) 温暖化対策	→ 継続的に実施						・温暖化対策に係る啓発 ・再生可能エネルギーの普及促進



※「遊水地の位置、対策内容については、今後の調査・検討等を踏まえ、決定する」



- 凡例
- 浸水範囲
 - × 決壊箇所(国)
 - × 決壊箇所(県)
 - 大臣管理区間

- 河川における対策
- × 河川等災害復旧事業

- 流域における対策
- ・ ため池等既存施設の補強や有効活用
 - ・ 田んぼダムを活用した雨水貯留機能の確保
 - ・ 学校グラウンドなどを活用した雨水貯留施設
 - ・ 排水機場等の整備、雨水化の取組
 - ・ 防災拠点等の整備

- ソフト施策
- ・ 「まちづくり」や住まいの誘導による水害に強い地域づくりの検討
 - ・ 高床式住まいの推進
 - ・ マイ・タイムラインの普及
 - ・ 公共交通機関との洪水情報との共有
 - ・ 住民への情報伝達手段の強化

1-3-2 防災・減災に向けた都市基盤の強化

■道路等の整備

- (1) 安全・安心な避難経路を確保するため、避難時に支障となる狭あい道路等の解消や水路への転落防止対策に努めます。〈道路課、建築指導課〉

■建築物の安全対策

- (2) 被災住宅の再建に併せ、住宅の耐震化に対し支援するほか、危険ブロック塀の除却及び危険空家等対策を推進します。〈建築指導課〉

■ライフライン等の強化

- (3) 水道・下水道施設の耐水化を図り、施設の防災性の向上に取り組みます。〈上下水道局〉
- (4) 電気、ガス等のライフライン、電話等の通信インフラに寸断が生じないよう防災性の強化等に加え、関係機関との連携による迅速な復旧体制に取り組みます。(1-2-1再掲)
〈中部電力株式会社、長野都市ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、危機管理防災課、道路課、維持課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 狭あい道路等の解消	継続的に実施						・狭あい道路整備事業 ・道路改良事業
(1) 水路への転落防止対策の実施	現場確認・調整		工事				
(2) 住宅の耐震化の支援		状況により見直し検討					・住宅耐震改修事業補助
(2) 危険ブロック塀対策	継続的に実施						・危険ブロック塀等除却の指導・啓発
(2) 危険空家等対策		状況により見直し検討					・空き家ワンストップ相談会 ・特定空家等への措置 ・老朽危険空き家解体事業補助
(3) 上下水道施設の耐水化整備	継続的に実施						
(4) 各種インフラの耐災害性の強化等	継続的に実施						

1-3-3 地域の防災・減災体制の強化

■国土強靱化計画の策定

- (1) 災害に対する脆弱性を克服するため、本市における様々な分野の計画等の指針となる（仮称）長野市国土強靱化地域計画を策定します。〈危機管理防災課〉

■地区防災計画等の作成支援

- (2) 地区防災計画（防災訓練や物資・資材の備蓄、避難経路の確認、住民の助け合いによる救助活動のルール等を定めたもの）や防災マップの作成を通じ各地区の自主的防災体制の構築を図るとともに、自主防災組織の支援育成等を通じ各地域の災害対応力の強化を図り、災害に強い地域をつくります。〈危機管理防災課、警防課〉
- (3) 地域における住民による相互の連絡体制の構築や、高齢者や要援護者等への声かけ、マイ・タイムラインの作成、企業等との避難者の受入れに関する協定締結など、早期避難を促す住民の自主的避難体制づくりを、自主防災組織、消防団等と連携して推進します。〈危機管理防災課、福祉政策課、警防課〉

■防災意識の啓発

- (4) 小・中学校等で実践的な防災教育に取り組みます。〈危機管理防災課、学校教育課〉
- (5) 実災害を踏まえて、地域における防災訓練の指導や、洪水ハザードマップをこれまで以上に防災出前講座等で活用するなど、地域の防災意識向上を図ります。〈危機管理防災課、警防課、学校教育課〉
- (6) 災害に対する日々の備えや避難場所等の防災特集を掲載した「防災タウンページ」を全住戸及び全事業所に配布します。〈危機管理防災課〉

■情報伝達手段の検討

- (7) 防災や避難等に関する情報が住民に迅速かつ分かりやすく伝達できるよう、報道機関（Lアラート）、ホームページ、電子メール、スマートフォンアプリケーション、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、分かりやすくりアルタイムで伝達できる環境を整備します。また、情報機器に不慣れな方にも容易に情報が得られるよう、防災行政無線、市広報車、地区内のコミュニティの活用等、伝え方についても検討します。〈危機管理防災課〉
- (8) 防災無線のデジタル化移行を見据え、聞こえやすい防災行政無線放送やアプリによる放送など、様々な状況下での情報伝達を想定した整備を進めます。〈危機管理防災課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 国土強靱化計画の策定	→						
(2) 地区防災計画の作成支援	→ 継続的に実施						
(2) 地区防災マップの作成支援	→ 継続的に実施						
(3) 住民の自主的避難体制づくり	→ 継続的に実施						・マイ・タイムライン ・企業等との避難者の受け入れ協定
(4) 防災教育等の実施	→ 継続的に実施						・「危険予測演習」等の手法を取り入れた防災教育の推進
(5) 出前講座の実施	→ 継続的に実施						
(6) 防災タウンページの配布	→ 継続的に実施						
(7) 情報伝達手段の検討・整備	→ 継続的に実施						・スマートフォンアプリケーション
(8) 防災無線のデジタル化移行	→						・アプリによる放送

1-3-4 行政の災害対応力の強化

■災害対応の検証

- (1) 今回の災害対応の検証（避難情報の伝達、避難所運営、被災者支援、災害廃棄物処理など）を進め、地域防災計画・水防計画及び業務継続計画（BCP）等を見直します。また、人的・物的支援の受け入れが円滑にできるよう、災害時受援計画の策定を進めます。〈危機管理防災課〉
- (2) 今回のような大規模災害における避難方法や避難場所の検証を進め、発災初期の住民の避難が迅速に進むよう取り組みます。また、避難所の運営について検証するとともに、避難所における要援護者や高齢者、女性、障害を持つ方、ペット同行避難者等への対応なども検討し、マニュアル等を見直します。〈危機管理防災課〉
- (3) 災害時の支所への指示系統の見直しを進めます。また、支所・土木事務所と地元組織等との連携強化を進めるとともに、地元組織等の役割についても検討します。〈危機管理防災課、地域活動支援課、維持課、警防課〉
- (4) 災害に関連する資料を収集・保存し、市民に災害の経験を広く伝え、防災意識の向上を図るとともに、災害対応の記録や経験、知見などを他の自治体等とも共有できるよう努めます。〈危機管理防災課、復興推進課〉

■災害時応援協定

- (5) 災害時における迅速な人的・物的支援に関する災害時応援協定等の締結に取り組み、様々な支援団体との相互支援・連携体制の強化を図ります。〈危機管理防災課、保健所総務課、建築課、建築指導課 ほか〉

■職員の育成

- (6) 職員への専門研修や訓練の実施、被災地への派遣により幅広く災害対応ができる職員の育成に取り組みます。〈職員研修所、危機管理防災課〉

■災害時必需品等備蓄強化

- (7) 再度災害に備え、緊急資機材や避難所運営に必要な生活必需品等の備蓄強化を図ります。〈危機管理防災課〉

■水防体制の強化

- (8) 水害時における消防活動の強化に引き続き取り組みます。〈消防局総務課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 災害対応の検証							
(1) 地域防災計画・水防計画等の見直し							
(2) 避難手段や避難場所の検証等							
(3) 指示系統の見直し・役割の検討							
(4) 災害関連資料の収集・共有							
(5) 災害時の応援体制の強化							
(6) 災害対応力を備える職員の育成							
(7) 災害時必需品等備蓄強化							
(8) 水防体制の強化							

基本方針2 生業（なりわい）の再生

今回の災害により、農林業や商工業などの多くの地域産業は施設・設備などに大きな被害を受けるとともに、風評や物流の停滞などによる間接的な被害も相まって、事業活動への支障や観光客の減少など、地域経済の低下が懸念されています。

このため、農林業者や商工業事業者に対して、事業活動の早期復旧に向け迅速かつ多様な支援を行います。

2-1 産業基盤の再建

【復興に向けた現況と課題】

- 市内では、広範囲にわたる農地や多くの事業所・店舗・工場等が被災し、本市の農林業や商工業は大きな被害を受けました。市の産業経済の回復、更には活力を維持するため、被災した事業者の再建意向を踏まえた多様な支援が求められています。

【施策の方向性】

- 被災した農地や事業所・店舗・工場等に対して、事業再開に向けた支援及び再開後の営農・経営支援に努めます。

【主な取組】

2-1-1 農林業の再建






■農地等の復旧

- (1) 営農の再開に支障となる農地内の堆積土砂及び漂着ごみの撤去並びに流出した表土の補充を行い、農地を復旧します。〈森林農地整備課〉
- (2) 被災した農道・水路等の農業用施設については、早期の復旧に取り組みます。また、林道等についても早期の復旧に取り組みます。〈森林農地整備課〉

■営農再開への助成

- (3) 被害を受けた農業者に対して、農業用機械・施設の修繕・再取得等を助成するとともに、経営再建に向けた融資の利子補給により、営農の再開・継続を支援します。〈農業政策課〉

ロードマップ








主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～		
(1) 農地の復旧・整備							<ul style="list-style-type: none"> ・堆積土砂及び漂着ごみの撤去 ・流出した表土の補充 	
(2) 農道等の復旧・整備								
(2) 林道の復旧・整備								
(3) 営農の再開・継続に向けた支援								<ul style="list-style-type: none"> ・農業用機械・施設の再建等への助成 ・融資の利子補給

2-1-2 商工業の再建

■事業再開への支援・助成

- (1) 被災した事業者の事業復旧、事業継続に向けた相談窓口を設置します。＜商工労働課＞
- (2) 被災した事業者の再建を図るため、県や商工団体などと連携して補助制度の活用を促すとともに、補助申請を支援します。＜商工労働課＞
- (3) 再建資金の貸付並びに資金利子補給金など各種助成により、事業者の事業の早期再開や経営の安定化に向けた取組を支援します。＜商工労働課、食品生活衛生課＞
- (4) 北部工業団地等の復旧及び経営支援を実施します。＜商工労働課＞
- (5) 商工団体等と連携し、今後の災害に備えた企業や事業所の事業継続計画（BCP）策定の取組を促進します。＜商工労働課＞

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～		
(1) 相談窓口の設置								
(2) 補助申請の支援								
(3) 各種助成による支援							<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連資金制度融資等 ・災害関連資金利子補給（令和2年度末までの融資に対して24月分） 	
								
(3) 営業許可申請・届出等の手数料減免		～R2.10.11（延長は県と合わせる）						
(4) 北部工場団地等の復旧・経営支援								
(5) BCP（事業継続計画）策定促進								

2-2 産業・経済の振興

【復興に向けた現況と課題】

- 農地被害が広範囲であった地域などにおいては、災害復旧後の将来的な農業経営を見据えながら、生産性と収益性の高い営農活動が可能となるよう様々な支援が求められています。
- 被災した中小企業の早期事業再開に向けた支援に加え、企業誘致や地域資源を活かした販路開拓の支援等、地域の活力や経済の再生・発展に寄与する産業としての再興が求められています。

【施策の方向性】

- 産地を維持するとともに、農業者にとって魅力とやりがいのある農業を目指し、経済波及効果の高い地域産業として更なる発展を図ります。
- 魅力とやりがいのある生業の形成、新たな地域の活力を創造し地域全体へと波及させるなど、産業振興・地域経済の活性化等に取り組みます。

【主な取組】

2-2-1 農林業の振興

■多様な担い手づくり

- (1) 認定農業者の確保や地域の実情にあった集落営農組織の設立支援等、地域農業の中核となる農業者（中心的経営体）を育成します。併せて、農業法人の育成等を支援します。〈農業政策課〉
- (2) 新規就農者の育成と定着を図るため、新規就農者を確保・支援する取組を継続して実施します。〈農業政策課〉

■農業経営の強化

- (3) 地域農業の「人」と「農地」の課題解決を図る「人・農地プラン」の実効性を高める（人・農地プランの実質化）とともに、市農業公社が行う農地中間管理事業の活用により、耕作放棄地の発生抑制と地域農業の中心的経営体への農地の集積・集約を促進し、規模拡大を目指す農業者の経営確立を支援します。〈農業政策課、森林農地整備課〉

- (4) 関係機関と連携し、産地を維持するためにも新品種・新技術の導入等、地域の特性を活かした生産振興に取り組むとともに、地産地消や6次産業化等、販売力強化に必要な取組を支援します。〈農業政策課〉
- (5) 天候による農業経営へのリスクを軽減するため、農業共済制度への加入を促す取組を継続して実施します。〈農業政策課〉

■林業の振興

- (6) 森林の持つ水源かん養機能等の持続的な発揮に向けた取組を支援し、健全な森林づくりを進めるとともに、施業の集約化等の効率的な生産体制の整備や担い手の育成など林業の振興に取り組めます。〈森林農地整備課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 地域農業の中心的経営体の確保・育成	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プランの実質化 ・農業機械化補助
(2) 新規就農者の育成と定着	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・農業次世代人材投資 ・親元就農者支援事業
(3) 農地の集積・集約の促進	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業 ・農地流動化助成 ・土地改良事業
(4) 地域の特性を活かした生産振興	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・新品種・新技術の導入 ・振興果樹苗木導入補助
(4) 販売力強化の支援	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消 ・6次産業化
(5) 農業共済制度への加入促進	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・事務費賦課金補助 ・果樹共済掛金補助
(6) 林業の振興	継続的に実施						

2-2-2 商工業の振興

■商工業の振興

- (1) 商店街団体の活性化に向けた商店街団体のイベント等を支援します。〈商工労働課〉
- (2) 効果的な産業の集積及び企業立地の推進を図るため、工場や事業所の立地を支援します。〈商工労働課〉
- (3) 本市の地域特性を活かして高い付加価値を創出し、地域経済に相当の波及効果を及ぼす地域経済牽引事業を実施する幅広い分野の事業者等を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図ります。〈商工労働課〉
- (4) 金融機関等と連携した相談体制や融資制度の充実に努め、中小企業事業者の事業の安定化と拡大化を支援します。〈商工労働課〉
- (5) 被災した事業者の事業再建・再構築に向けた販路開拓等の取組を支援します。〈商工労働課〉

■産学金官の連携

- (6) 企業の新技術及び新製品の開発を進めるため、産業界、大学等の学術機関、金融機関、行政など産学金官の連携を推進します。〈企画課、商工労働課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 商店街団体の活性化	継続的に実施						・商店街イベント事業 ・大規模イベント事業
(2) 工場・事業所の立地支援	継続的に実施						・工場等立地助成事業
(3) 地域経済牽引事業を実施する事業者の支援	継続的に実施						
(4) 中小企業の事業の安定化と拡大化	継続的に実施						
(5) 事業再建・再構築に向けた販路開拓等の取組支援	継続的に実施						
(6) 産学金官の連携強化	継続的に実施						・ものづくり産業等活性化支援事業

2-2-3 雇用機会の確保

■人材の確保

- (1) 関係機関等と連携し、被災事業者の経営再建に向けた人材のマッチングを支援するなど、地域の産業活動の回復に向けた人材確保に努めます。〈商工労働課〉
- (2) 市内外の学生に対し、地元企業との情報交換の機会や学生が就職を判断する上で必要な企業情報を提供します。〈商工労働課〉
- (3) 労働力不足の中、潜在的な力である女性の就業と、そこでの活躍を促進します。〈人権・男女共同参画課、商工労働課〉

■人材の育成

- (4) 就労形態の多様化に伴う労働者のキャリア形成の充実、企業の人材育成の機会の拡大、職業能力向上のため、職業訓練等の機会を提供します。〈商工労働課〉
- (5) 熟練した技術・技能の継承や人材の確保に努め、職業相談体制の充実を図ります。〈商工労働課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 企業の人材確保	継続的に実施						・就職情報サイトおしごとながの ・ナガノのシゴト博
(2) 企業情報の提供	継続的に実施						・就職情報サイトおしごとながの ・ナガノのシゴト博 ・未来ビュー長野 ・ジョブキッズしんしゅう
(3) 女性の就業と活躍促進	継続的に実施						・ママたちのお仕事フェスタ
(4) 職業訓練等の機会の提供	継続的に実施						・職業訓練校等への支援
(5) 職業相談体制の充実	継続的に実施						・長野市職業相談室

基本方針3 賑（にぎ）わいの再生

長い歴史の中で育まれてきた豊かな自然・歴史・文化等の資源、そしてこれまで生活の営みの中で培われてきた人と人とのつながりは、長野市が誇る大きな魅力です。

また、今後、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化が進む中では、長野市への移住・定住を促進するとともに、本市を応援したり訪れたりする関係人口の増加に取り組むことも必要です。

災害からの復興は、長野市の魅力をさらに発展させていくとともに、地域資源や復興に向けて取り組む姿を全国にアピールできる大きな機会であると考えます。

また、地域の魅力を観光に活かしていく工夫や、風評被害を払拭する観光復興に向けた観光プロモーションの展開などによって、災害からの復興に向けた機運を高め、観光客の増加を目指します。

3-1 活力の創出

【復興に向けた現況と課題】

- 長野市の活力の創出のためには、大学進学や就職等を機に東京圏等に転出し、地元へ戻ってこない若者に、再び地域に戻ってきてもらうための取組が求められています。
- 賑わいや交流の促進に向けた拠点づくりや身近な生活を支える機能の向上等、今後の少子高齢化等の社会情勢の変化に対応できる持続可能なまちづくりの推進が求められています。
- 日本全体の人口が減少し、地方から都市圏への人口流出が続き、地方の活力が失われつつある現状において、人口減少への対策については、多様な地域特性をもった市町村がそれぞれの特色を活かして取り組んでいくことが重要です。

【施策の方向性】

- 若者を呼び戻すために、UJターン等の更なる強化を図ります。
- 魅力あるまちづくりを支援し、移住・定住を促進します。
- 地域の団体等が取り組む復興イベントや産業の活性化に寄与する交流活動の開催を支援し、復興に向けた機運の醸成と新たな賑わいの創出を図ります。
- 長野地域連携中枢都市圏の枠組みを活用し、長野地域の市町村が、人口減少下におい

る様々な地域課題に対し、「お互いの強みを活かし、弱みを補う」ことにより持続可能な地域社会を創生します。

【主な取組】

3-1-1 移住・定住促進

■移住・定住の情報発信

- (1) 空き家、就労、生活情報など、暮らしに必要な情報や、移住・定住を検討している若い世代への的確かつ効果的な情報発信の強化を図ります。〈人口増推進課〉

■関係人口等の増加

- (2) 将来的な移住者の増加につなげるため、本市に興味関心を持つ市外在住者とのつながりの創出と拡大を図ります。〈人口増推進課〉
- (3) 市内外からボランティアなどで訪れた方々やふるさと納税等により支援していただいた方々とのつながりを継続させる仕組みを検討し、関係人口や交流人口の拡大により地域の活性化等につなげます。(1-1-3再掲) 〈復興推進課、企画課〉

■生涯活躍の推進

- (4) 健康長寿に向けて、食育の推進や健診の受診など生活習慣病対策や、フレイル予防のための3か条「動く・食べる・つながる」を通じて要介護状態になることを抑制するフレイル予防に取り組むほか、生涯にわたって気軽にスポーツに取り組む機運の醸成と環境整備を図ります。〈健康課、地域包括ケア推進課、スポーツ課〉
- (5) 様々な立場の人が生きがいを持って生活するための、各々の立場・状況に応じた就労に対する支援、スポーツ施設や公民館などでの生涯学習活動の推進を図ります。〈スポーツ課、家庭・地域学びの課〉
- (6) 高齢者の意欲・能力が活かせる地域社会の構築を図ります。〈高齢者活躍支援課、商工労働課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 若い世代への情報発信の強化	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンク ・就職情報サイトおしごとながの ・ナガノのシゴト博 ・未来ビュー長野 ・ジョブキッズしんしゅう ・移住・定住相談会
			(状況に応じて検討)				
(2) 市外在住者とのつながりの創出と拡大	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとワーキングホリデー
(3) 関係人口・交流人口の拡大	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税
(4) 生活習慣病対策	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・健診後の個別保健指導
(4) フレイル予防の推進	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防チェック＆ガイドの実施と相談会の周知
(4) スポーツ機運の醸成と環境整備	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・NAGANO体力・健康チェックキャラバン ・ながのご縁スポーツ大使活用 ・NAGANO健康スポーツ教室 ・スポーツフェスティバル、バラスポーツデー ・スポーツ施設の適正配置
(5) 生涯学習活動の推進	継続的に実施						
(6) 高齢者の意欲・能力の活用	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターへの支援

3-1-2 復興応援事業

■スポーツや文化芸術による応援

- (1) 本市をホームタウンとする地域密着型プロスポーツチームとの連携や文化芸術活動を通じた集客・賑わいの創出と、市内外におけるPRにより、地域活性化を図ります。〈スポーツ課、文化芸術課〉
- (2) 被災地区における地域密着型プロスポーツチームとの交流を促進します。〈スポーツ課〉
- (3) 被災地区における伝統芸能の復活・再開を支援します。〈文化芸術課〉
- (4) オリンピック・パラリンピックの開催都市として、本市が有する有形無形のスポーツ資源を活用し、オリンピック・パラリンピックムーブメントを推進します。〈スポーツ課〉
- (5) 大規模スポーツ施設を活用し、スポーツの国際大会や全国大会等を誘致・開催するとともに、大会受入れに向けた施設環境の整備を図り、市内外からの交流人口の拡大を促進します。〈スポーツ課〉

■絆の継続

- (6) 災害ボランティアなどの支援者や全国で「ながの」を応援して下さる方々に、復興に向けて取り組む姿を見ていただき、また、様々な体験や交流を通じてながの本来の魅力に触れていただくことで、より強い絆が生まれ、滞在してもらえようような仕組みを検討します。〈復興推進課〉
- (7) 今後の復興を考え、ボランティアなど様々な人の絆をより醸成する場として、発災から1年後を目途に、復興祈念行事を開催します。〈復興推進課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1)(2) プロスポーツチームとの連携・文化芸術活動を通じた集客・賑わいの創出	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームとの連携（ホームゲームにおける「ホームタウンデー」の開催等） ・プロスポーツチームとの交流 ・表参道芸術音楽祭 ・獅子舞フェスティバル ・街角アート&ミュージック ・善光寺御開帳関連「日本一の門前町大縁日」
	継続的に実施						
(3) 伝統芸能の復活・再開支援	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能継承事業補助金 ・活動発表機会の提供
(4) オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックデーラン ・JOCオリンピック教室 ・東京2020コミュニティライブサイト ・デンマーク競泳チーム合宿 ・パラリンピック水泳日本代表チーム合宿 ・札幌市の2030年冬季オリンピック招致活動への協力
(5) スポーツの国際大会等誘致・開催	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・長野マラソン ・長野車いすマラソン ・全国中学校スケート大会 ・ワールドカップ、全日本等各種スケート大会
(6) 災害ボランティアの愛着醸成	継続的に実施						
(7) 復興祈念行事の開催	▶						<ul style="list-style-type: none"> ・災害フォーラム ・パネル展示 ・被災地産品直売会 ほか

3-1-3 シティプロモーション

■魅力の発信

- (1) 長野市の魅力を発信するため、動画等を活用した情報発信や著名人を活用したプロモーションを推進します。〈市長公室〉
- (2) ふるさと納税の返礼品で長野市の特産品やイベント等の魅力を知っていただくとともに、魅力を知っていただいた市外の方に、継続的に特産品を購入したり、実際に本市を訪れていただいたりするような仕組みを提供します。〈企画課〉

■被災地区の製品の活用

- (3) ふるさと納税の返礼品に被災地区の果物や伝統工芸品、名所を巡るツアー等の体験プランなどを活用し、長野市の復興への支援を広く全国に求めています。〈企画課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) シティプロモーションの推進	継続的に実施						・動画等を活用した情報発信や著名人を活用したプロモーション
(2) 関係人口の発掘・強化	継続的に実施						・ウェブサイトを活用したアンテナショップ
(3) 復興への支援の訴求	継続的に実施						・ふるさと納税による被災地区の果物等の活用

3-1-4 近隣市町村との連携促進

- (1) 被災した近隣市町と連携し、中小企業等が連携して行う地域資源を活用した商品開発や県外等への見本市等への出品等、新たな販路の開拓・拡大に向けた取組を支援し、地域経済の活性化につなげます。〈企画課、商工労働課、農業政策課〉
- (2) 近隣市町村と連携した観光ツアーを企画するなどし、長野市の自然環境や歴史・文化を最大限にPRすることで、外国人観光客等交流人口の増加を目指します。〈企画課、観光振興課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 連携による地域経済の活性化	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した商品開発 ・県外等への見本市等への出品
(2) 連携による交流人口の増加	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> ・観光ツアーの企画

3-2 産業の高付加価値化

【復興に向けた現況と課題】

- 観光振興の取組を通じて、災害からの復興に向けた機運を高め、災害によって減少した観光客を呼び戻すだけでなく、被災する前よりも増加を目指すことが必要となります。
- 市場の新たなニーズや、技術革新が生み出す新たな成長分野の取り込みが求められています。

【施策の方向性】

- 観光振興の推進や交流人口の拡大と更なる地域の魅力向上を図ります。
- 地域特性を活かした新産業の創出を図ります。

【主な取組】

3-2-1 観光産業の革新・成長

■地域資源の活用

- (1) 豊かな自然環境と多彩な地域資源を活かし、積極的な情報発信等を行いながら、インバウンドを含めた観光の振興に取り組みます。〈観光振興課〉

■復旧・復興の発信

- (2) 各種イベントや祭りなどを復興支援事業として実施することにより、復旧・復興に向けた長野市の姿をアピールし、風評被害を払拭するとともに、市内観光需要の喚起に取り組みます。〈観光振興課及び関係課〉
- (3) 善光寺御開帳の開催などを契機として、本市の魅力为全国に伝えるとともに、魅力的なおもてなしで長野ファンを増やすよう取り組みます。〈観光振興課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 観光振興	継続的に実施						・インバウンド取込み
(2) 市内観光需要の喚起	継続的に実施						
(3) 長野ファンの増加	継続的に実施						・善光寺御開帳

3-2-2 新たな産業の創出

■6次産業の推進

- (1) 特産の農産物等を活用した加工品の開発・販売等の6次産業化の取組を支援します。〈農業政策課〉

■ジビエ振興

- (2) イノシシやニホンジカなどの捕獲に係る補助金の交付等、有害鳥獣防除対策の支援と併せて、ジビエ加工センターを活用し、捕獲から搬送、ジビエ提供までの循環体制を確立するとともに、ジビエの魅力を発信することで需要を掘り起こし、農業被害の軽減と中山間地域の活性化を図ります。〈いのしか対策課〉

■起業など意欲的な取組の支援

- (3) 中小企業者、女性、若者が創意工夫により時代を先取りする産業を創造できる環境を整備するなど、意欲的な取組を支援することで、付加価値の高い商品やサービス等の創出を促進するなど、地域経済の活性化に取り組みます。〈商工労働課〉
- (4) 新たなビジネス分野へ挑戦する意欲と独自性を持った起業・創業者を育成支援します。〈商工労働課〉

■ICTによる地域振興

- (5) 信州ITバレー構想、善光寺門前イノベーションタウン構想（ZIT構想）に基づき、ICT企業の誘致や事業の拡大を図るとともに、ICTの活用による他産業との連携や地域課題の解決を促進します。〈商工労働課〉

ロードマップ

主な取組	復旧・復興期間					その後	備考 (具体的な事業等)
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～	
(1) 6次産業化の支援	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> 農産物加工施設等支援事業 農産物直売施設支援事業
(2) ジビエ振興	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> 首都圏飲食店等との共同イベント開催による販路開拓
(3) 地域経済の活性化	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値商品・サービス等の創出
(4) 起業・創業者の育成、事業支援	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> 起業家支援事業
(5) ICTの活用による他産業との連携・地域課題の解決促進	継続的に実施						<ul style="list-style-type: none"> 善光寺門前イノベーションタウン構想(ZIT構想) 新産業創出事業